

## 新型コロナウイルス感染症対策で実施されている事業

所属部	対応課	事業名	事業概要（内容・対象者・金額など）	その他	
子ども部	子ども家庭支援センター	①子育てひろば事業（子育て相談）	外出できない親子の育児不安等に寄り添うため、原則電話による子育て相談を継続して実施。 対象：妊産婦、18歳未満までの子どもと保護者、費用：無料		
	子育て課	②令和2年度子育て世帯への臨時特別給付金	令和2年度4月分の児童手当（本則給付）を受給する世帯に対し、対象児童一人当たり1万円を上乗せする臨時特別給付金（4月7日閣議決定）		
		③児童扶養手当受給者特別支援給付金	令和2年度4月分の児童扶養手当を受給する世帯に対し、対象児童一人当たり1万円を上乗せする日野市単独の特別支援給付金		
		④ひとり親世帯臨時特別給付金	令和2年6月分の児童扶養手当の受給世帯に対し、一世帯5万円、監護等児童2人め以降1人につき3万円を支給（基本給付）、児童扶養手当受給者及び公的年金給付等受給者のうち大きく減収し、申請があった一世帯あたりには5万円等（追加給付）の臨時特別給付金（5月27日閣議決定）	別添一覧あり	
		⑤新型コロナウイルス感染症緊急対策に係るひとり親家庭支援事業	令和2年5月31日を基準日に、令和2年6月分の児童扶養手当受給者と7月31日までに児童扶養手当を受給することになった者を対象に、食料品等の生活必要品の提供のためカタログを送付し、発注に基づき食料品等を提供（東京都事業）		
		⑥学童クラブ事業	通常、学校が終了した放課後からの学童クラブの受入れについて、学校の臨時休業に伴い、午前8時から開所し児童の居場所を確保、仕事を休むことが困難な保護者に対し確実に保育を提供		
		⑦児童館を居場所機能として開設	他市の多くの児童館が閉館となっている中、緊急事態宣言に伴う外出の自粛要請等によって、保護者の仕事や疾病等、ご家庭でお子様を見ることが難しい場合など、支援が必要な利用者に関し、児童の居場所として児童館を開設		
		⑧児童館の開館時間の拡大	通常は9時30分からの開館を、5月14日（木）～5月29日（金）の平日に限り、午前8時30分から開館し、「お兄ちゃんの登校日に低学年の妹の居場所がなくて困っている・・・」「両親とも急に出勤する日が決まったが、子どもの居場所がない・・・」など、不安を抱える保護者に対応した。※一部の児童館では保護者希望ありのため、6月1日（月）～6月12日（金）まで継続して実施。		
		⑨児童館「ランドセル来館」事業	放課後子ども教室「ひのち」が休業中、児童の居場所の確保として、市内児童館において、学校帰りにランドセルを背負ったまま、児童館へ来館できる「ランドセル来館」事業を実施		
		⑩『みんなのおうちへ移動児童館!』事業	自粛期間中の在宅の子ども・子育て家庭への支援のため、『みんなのおうちへ移動児童館!』をコンセプトに自宅でも気軽にできる遊びや製作など、児童館職員らしさがあふれる動画を配信		
		⑪児童館「おもちゃ・図書貸出事業」	一部の児童館において、自粛期間中の在宅の子ども・子育て家庭への支援のため、おもちゃの貸出しや図書の貸出しを実施。おもちゃ製作のキットやマスク製作のキットも配布。		
	⑫児童館「昼食が食べられない子どもへの支援」	家庭の都合で昼食がない児童へ、学校等の関係機関と連携を取りながら、フードバンクからいただいた食品を提供。（あさひがおか児童館）			
	⑬児童館「Twitterを利用した製作キット配布等の情報提供」	自粛期間中の在宅の子ども・子育て家庭への支援のため、Twitterを利用して作ってみようかんたん〇〇』や『にじくレ文庫』の情報を発信し、自宅で簡単にできる製作キットや絵本の提供などを行った。			
	保育課	⑭利用者負担額等の減額	保育施設等の感染リスクを低減するため、保護者に対して登園自粛を行った4・5月分の利用者負担額等の減額を実施。登園率平均約30%		
		⑮認定期間等の特例措置	育休明けの職場復帰期限や求職要件認定期間の延長等の特例措置を実施		
健康福祉部	健康課	⑯こども商品券等発行業務	内容：東京都の妊婦への新型コロナウイルス感染症予防対策として衛生用品の購入や健診受診時にタクシーを使用できるものを配布する事業 対象者：妊婦 金額：19,128,960円		
		⑰妊婦へのマスク配布事業	内容：9月末まで妊婦へ月2枚の布マスクを配布 対象者：妊婦 金額：468,840円		
	障害福祉課	⑱難病医療費助成	更新手続きについて医療費助成有効期間を1年延長		
		⑲小児慢性疾患医療費助成	18歳未満の児童対象 更新手続きについて医療費助成有効期間を1年延長		
		⑳東京都単独難病医療費助成	更新手続きについて医療費助成有効期間を1年延長		
		㉑B型肝炎ウイルス医療費助成	更新手続きについて医療費助成有効期間を1年延長		
		㉒肝がん重度肝硬変医療費助成	更新手続きについて医療費助成有効期間を1年延長		
		㉓自立支援医療費（育成医療）助成	18歳未満の身体障害がある児童対象 更新手続きについて医療費助成有効期間を1年延長		
		㉔自立支援医療費（更生医療）助成	18歳以上の身体障害者手帳所持者対象 更新手続きについて医療費助成有効期間を1年延長		
		㉕自立支援医療費（精神通院）助成	更新手続きについて医療費助成有効期間を1年延長		
		㉖精神障害者保健福祉手帳	更新手続きの際の診断書提出を、現在所持している手帳の有効期限の日から1年の範囲内で猶予		
		㉗身体障害者手帳	更新（再認定診査）手続きの際の診断書提出期限を1年延長		
		㉘児童通所事業の取り扱い	・放課後等デイサービス及び児童発達支援サービスを在宅での代替サービスとした場合でも報酬としてとめるもの ・対象：事業者		
		㉙特別児童扶養手当等業務（特別児童扶養手当、特別障害者手当、障害児福祉手当、福祉手当）	・新規認定請求時、診断書等の入手に時間がかかる場合、それ以外の書類を受け付けた日を受理日として取り扱う。 ・有期認定に係る診断書の提出期限の1年間延長		
		㉚特別支援学校等の臨時休業に伴う放課後等デイサービス支援等事業	放課後等デイサービス利用者の自己負担額の内、以下について補助する。 ・代替的な方法で提供するサービスを利用した分 ・サービス増加分報酬差額 ・休業日切替分報酬差額 ・延長支援加算増加分差額		
		生活福祉課	⑳収入認定について	国で実施している特別定額給付金10万円と児童手当1万円に関しては収入認定しない。児童扶養手当受給者に対して1万円を上乗せする日野市単独の特別支援給付金に関しては、国と協議中。	
		セーフティネットコールセンター	㉛受験生チャレンジ支援貸付事業の特例対応	・前年度申請者の償還免除申請期間を通常5月末までのところを7月末までに延長 ・自営業等事業所得者の特例対応での借入申込 ・窓口に来ることが困難な場合、郵送や電話での相談対応を一時的に可能とする。	
	㉜東京都母子及び父子福祉資金償還猶予		・東京都母子及び父子福祉資金貸付金の償還中の者について、コロナの影響による収入減により支払いが困難な場合、1年以内の支払猶予ができる。		
	教育部	庶務課	㉝就学援助	小・中学生の保護者等の家計に急変が認められる場合、減収後の収入等で認定する。教育費の一部を援助	
㉞高校生奨学金			家計の急変が認められる世帯に属する高校生においては、減収後の収入等で認定する。月額1万円を支給。6月末日までに申請		
㉟特別支援就学奨励			特別支援学級に所属している小・中学生の世帯の家計に急変が認められる場合、減収後の収入等で認定。教育費の一部を援助	※検討中	

別添

④ひとり親世帯臨時特別給付金

子育て課

支給対象者	支給額
<b>【児童扶養手当受給世帯への給付】</b>	
(1) 令和2年6月分の児童扶養手当受給者	1世帯 5万円 第2子以降ひとりにつき3万円
(2) 公的年金等を受けていることをにより児童扶養手当の支給を受けていない方 ※児童扶養手当に係る支給制限限度額を下回る方	
(3) 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、直近の収入が児童扶養手当の対象基準に上がった方	
<b>【収入が減少した児童扶養手当受給世帯等への給付】</b>	
上記(1)(2)のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が大きく減少していると申し出のあった方	1世帯 5万円